

「職員の懲戒処分」について

平成30年11月29日
 郡山市総務部人事課
 担当：柳沼 英行
 TEL：924-2041

標記の件につきまして、下記のとおり実施しました。

記

○ 個人情報の不正使用に係る職員の処分について

被処分者	建設交通部住宅課 非常勤嘱託職員（58歳男性）
処分内容	停職3月
処分年月日	平成30年11月29日（木）
事件概要	<p>被処分者は、市営住宅の退去申込みのあった女性の携帯電話番号を無断で持ち帰り、平成30年7月20日（金）午後5時頃、当日は勤務を要しない日であったが、退去に係る修繕等の履行状況を確認しようと上司の許可なく自身の携帯電話から当該女性に電話をかけた。</p> <p>その後当該女性に対し職務と関係のない個人的な質問等をし、通話後に女性に対し謝罪のショートメールを送信した。</p> <p>このような行為は、郡山市個人情報保護条例に抵触し、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）及び同法第33条（信用失墜行為の禁止）に反するものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為である。</p>